

## ○南箕輪村間伐事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、間伐の促進及び子どもの通学路の安全対策等を図るため、村内の山林等において村内林業者等が行う間伐事業及び通学路等の支障木除去事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、南箕輪村補助金等交付規則（昭和59年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この告示による補助金交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とし、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものでなければならない。

- (1) 間伐事業 実施面積が1アール以上かつ間伐率が100分の20以上であること。
- (2) 通学路等の支障木除去事業 各学校が指定した通学路沿い又は村長が特に必要と認める箇所であること。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金交付の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 森林の又は支障木が存する土地の所有者
- (2) 所有者から伐採の承諾を得た者

(補助率)

第4条 補助率は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- (1) 国庫補助対象の間伐事業 国で定める標準事業費の100分の15以内
- (2) 県単独補助対象の間伐事業 県で定める標準事業費の100分の30以内
- (3) 前2号を除く間伐事業 村長が認めた事業費の100分の50以内
- (4) 通学路等の支障木除去事業 村長が認めた事業費の100分の30以内

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書（様式第1号）を村長に提出するものとする。

(補助金交付の決定)

第6条 村長は前条の規定により申請のあったものについて内容を審査し、適当と認めたものについて補助金を交付決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、事業が完了したときは、規則第12条に規定する補助金等実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）を村長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第8条 村長は、実績報告書に基づいて、内容を審査のうえ補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第9条 村長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

（補助率の特例）

2 第4条第4号の補助率は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、同号の規定にかかわらず100分の50以内とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（補助率の特例）

2 第4条第4号の補助率は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、同号の規定にかかわらず100分の50以内とする。

様式（省略）